

板橋区立板橋第六小学校 危機管理マニュアル（震災編）

本資料は、画家校保険法第29条に基づき、板橋第六小学校で策定している「危機管理マニュアル」のうち、震災編のみ抜粋したものとなります。

板橋区立学校は、子供達が在任校において、震度5弱以上の地震が発生した際には、原則として保護者に引き渡すことになっています。本資料の公開にあたっては、学校と地域、保護者の皆様が震災発生時の対応について共有することで、子供達の安心・安全確保につなげていくことを目的としています。

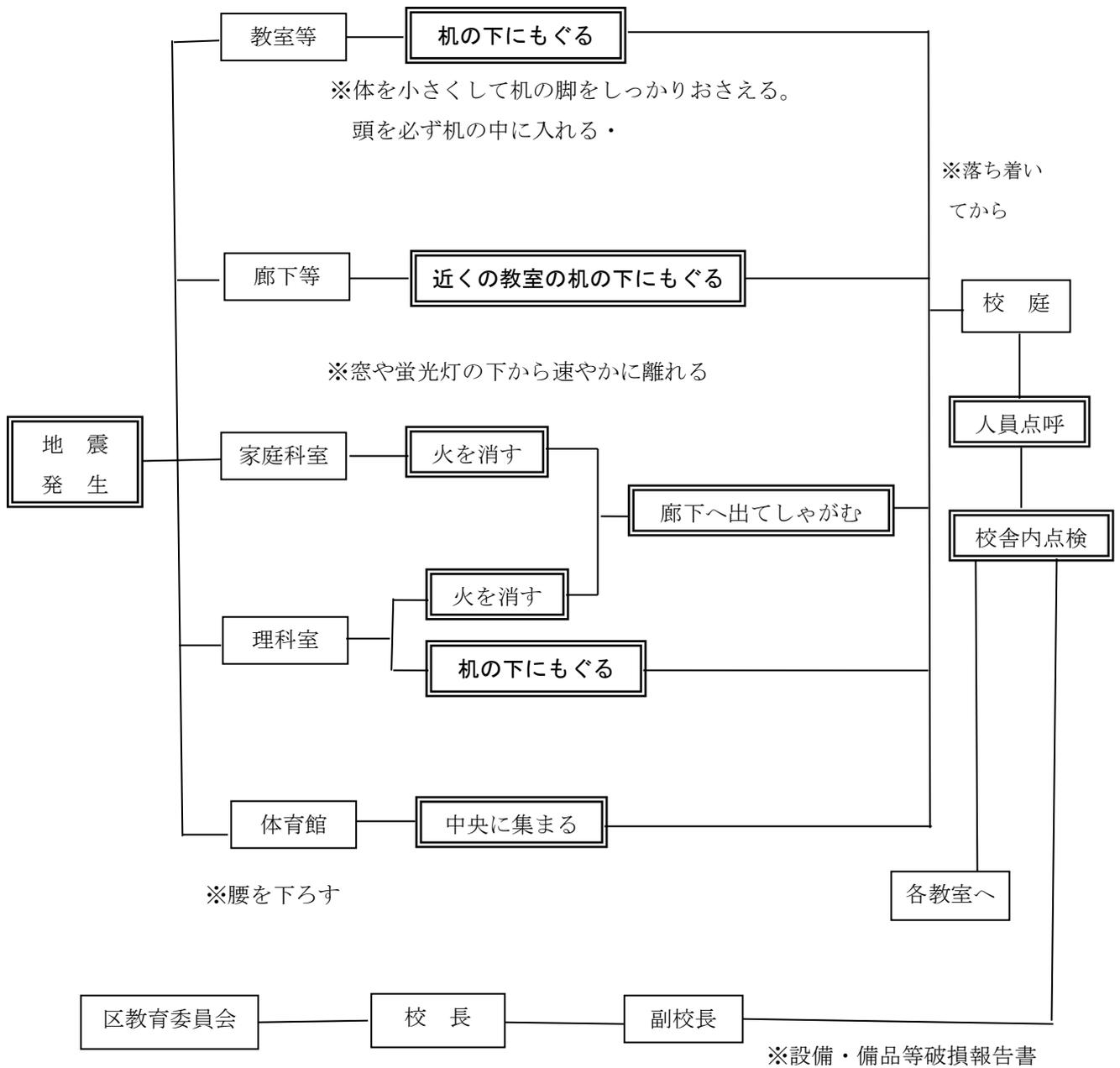
地震発生時の対応

●危機の予防対策

- ・避難訓練を実施する。(現実に即した引き渡し訓練、起震車、緊急地震速報発令時、3次避難時の訓練等)
- ・防災教育を実施し、啓発活動を行う。

●危機発生時の対応

【想定】東海沖を震源とする、震度5弱の地震が発生し、家屋の損壊や落下による器物の破損など施設等に被害が発生した。



<児童が学校にいる場合>

① 児童の安全確保

- ・地震発生時、火を使っているところは、まず火を消す。その後、速やかに机の下などに一次避難し、身を守らせる。
- ・緊急地震速報発令時も、速やかに机の下などに一次避難し、身を守らせる。
- ・書棚、食器棚等、倒れかかるおそれのある物がないところへ一次避難する。
- ・揺れがおさまったら担任が安全確認をしながら誘導し、校庭（ジャングルジム前）に二次避させる。放送機器が使用できない場合は、校庭から拡声器で指示を出す。
- ・二次避難後、人員を確認したら副校長（不在の場合は主幹教諭）に報告する。その後、校舎内を点検し、安全であれば教室に誘導する。危険箇所や破損箇所については副校長（不在の場合は主幹教諭）に連絡する。
- ・校舎の火災等が発生した場合など必要に応じて、三次避難場所（板橋交通公園）に避難する。危険箇所に教員が立ち、児童の安全確保を行う。

② 状況把握

- ・児童、教職員等の人的被害（安否）を確認する。
- ・施設・設備・通信手段・交通網等の被害状況を確認する。
- ・施設周辺の被害状況及び三次避難場所（板橋交通公園）の確認をする。

③ 救急（応急）措置

- ・避難場所への安全で的確な誘導と迅速な救護活動を開始する。
- ・以下のような分担し、防災体制を速やかに整える。
対策本部（管理職、主幹） 情報連絡班（主幹） 児童連絡班（各担任）
巡視・消火班（用務主事、専科） 搬出班（事務主事、栄養士）等

④ 保護者への連絡

- ・児童の家族に速やかに連絡（メール、ホームページ、災害伝言ダイヤル、電話等）する。震度5弱以上の地震や警戒宣言発令時には、引き渡しによる下校を行う。連絡が取れない場合は、引き取りがあるまで児童を学校で保護する。

⑤ 関係機関との連携

- ・防災無線による区当局からの情報・指示等に従い、適切に行動する。
- ・教育委員会の担当部署に被害状況、対応等を速やかに報告する。
- ・警察（110番）、消防（119）、医療機関との連絡体制の確保に努める。

⑥ 避難所運営本部との連携

- ・避難所運営本部長と速やかに連絡を取り、運営本部の召集、避難所開設等について、連携して対応していく。

<児童が学校にいない場合>

① 状況把握

- ・教職員の安否等を確認する。
- ・施設・設備・通信手段・交通網等の被害状況を確認する。
- ・児童の安否等を確認する。(電話、訪問等)
- ・施設周辺の被害状況の確認をする。

② 救急(応急)措置

- ・以下のように分担し、防災体制を速やかに整える。
対策本部(管理職、主幹) 情報連絡班(主幹) 児童連絡班(各担任)
巡視・消火班(用務主事、専科) 搬出班(事務主事、栄養士)等

③ 保護者への連絡

- ・保護者への情報提供を試みる。(メール、ホームページ、災害伝言ダイヤル、電話等)
- ・各担任により、児童の安否の確認を速やかに行う。(電話、訪問)

④ 関係機関との連携

- ・防災無線による区当局からの情報・指示等に従い、適切に行動する。
- ・教育委員会の担当部署に被害状況、対応等を速やかに報告する。
- ・警察(110番)、消防(119)、医療機関等との連絡体制の確保に努める。

⑤ 避難所運営本部との連携

- ・避難所運営本部長と速やかに連絡を取り、運営本部の召集、避難所開設等について、連携して対応していく。

<夜間・休日等で教職員が学校にいない場合>

① 教職員の参集

- ・ 第1次参集教職員・・・徒歩1時間以内で参集できる教職員
- ・ 第2次参集教職員・・・自宅の安全が確保できたその他の教職員のうち、交通網の状況等、参集することが現実的に可能な教職員

② 状況把握（参集した教職員は可能な範囲で以下の状況把握を行う。）

- ・ 施設・設備・通信手段・交通網等の被害状況を確認する。
- ・ 教職員の安否等を確認する。
- ・ 児童の安否等を確認する。（電話、訪問等）
- ・ 施設周辺の被害状況の確認をする。

③ 避難所運営本部との連携

- ・ 避難所運営本部長と速やかに連絡を取り、運営本部の召集、避難所開設等について、連携して対応していく。

④ 保護者への連絡

- ・ 保護者への情報提供を試みる。（メール、ホームページ、災害伝言ダイヤル、電話等）

⑤ 関係機関との連携

- ・ 防災無線による区当局からの情報・指示等に従い、適切に行動する。
- ・ 教育委員会の担当部署に被害状況、対応等を速やかに報告する。
- ・ 警察（110番）、消防（119）、医療機関等との連絡体制の確保に努める。

●危機終息後の対応

① 原因の究明

- ・ 児童の被災の原因として、人的要素がないか確認する。
- ・ 防災体制の問題点の確認を行う。

② 復旧及び支援・援助

- ・ 速やかな教育活動の再開及び修学援助の必要性の確認をする。
- ・ 施設・設備の早期の復旧を図る。

③ 心のケア

- ・ 児に係る心身の健康状態の把握に努める。
- ・ 心のケアに対する体制の整備を図る。

④ 再発防止（危機の予防対策）

- ・ 避難訓練を実施する。（現実にも即した引き渡し訓練、起震車、3次避難時の訓練等）
- ・ 防災教育を実施し、啓発活動を行う。